

紹介

明治初期京都經濟史

寺尾 宏 二著

經濟史の研究が銳意開拓して來たものに所謂、地方史なるもの廣汎な領域があつた。そして經濟史の研究は此處に於て最も餘り多き收穫の大きな部分を手に納めたのである。從來地方史家と稱せられた人々の局地的な感情を正統な學問的情熱にまで高め、其處から新しい日本の歴史を再構成せんとする正しい努力に對しては何人と雖も襟を正して對せざるを得ないであらう。

明治初期京都經濟史は著者、寺尾宏二氏が過去十年間に亘つて折にふれ、時にふれて研究發表して來られた研究論集である。いま、その内容を概観すれば、一、明治維新を育成せる人々。二、京都府の勸業資金特に産業基金・勸業基金の研究。三、太政官札の流通と京都府の錢札。四、京都の市中社倉。五、京都府の社倉。六、京都府管伏見製作所。七、山門領花ヶ谷の採鑛問題。八、京都府小學校の建營維持に就いて。九、京都府小學校會社の仕法に就いて。十、京都府小學校會社の終末に就いて。十一、京津間琵琶湖疏水開鑿の計畫——明治五年の計畫を中心として。十二、文久二年の疏水開鑿計畫。十三、京津間琵琶湖疏水開鑿計畫の性格——文久三年の新史料に關聯して。十四、外國資本による

琵琶湖疏水開鑿の計畫。十五、京都の五人組に就いて。十六、京都府に於ける議事者。十七、明治新京都の概観より成つてゐる。此の十七の項目より見られる通り本書は明治初期に於ける京都の重要な問題の殆ど總てを網羅し、轉換期に於ける都市の實相をよく物語つてゐる。われわれは此れによつて確かに特殊な過程を辿つて近代都市に成長しつゝあつた京都をその人と物との二つの方面から理解出來るであらう。それは新に書き下された二つの論文、即ち首章となる明治維新を育成せる人々及び卷末、明治新京都の概説に於て示された著者の抱負でもある。

著者は先づ、明治新京都を育成した、力と智と腕として植村正直、山本覺馬、明石博高の三人をあげ、此れを後援するものとして木戸孝允を述べてゐる。事實、明治の建設期に當つて從横の腕を揮つた此れ等の人々の地位は歴史上、逸すべからざるものであらう。しかし著者が最も力を注いだと思はれるのは京都小學校會社及び琵琶湖疏水の問題である。前者に於ては全國に先んじて著手された小學校設立の問題を其の社會的な意義と經濟的な維持經營の面より考察し、財政的な失敗より終に終末に至る過程が辿られてゐる。また後者に於ては日本土木史上にあつて最も輝かしい業績を遺した琵琶湖疏水の計畫を古く幕末に溯つて問題の所在を明らかにし、此れを大津と京都との兩都市間に於ける經濟的な依存關係から説いて、更に明治五年に及び、此處に明治十四年の北垣國道による計畫實行の諸關係を説かうとしたものである。特に琵琶湖疏水の問題は著者が昭和十六、七の兩年度に亘つて文部省精

神科學研究獎勵金を下附された研究だけに史料の探究も凡ゆる方面に亘り、考察の精確、敘述の詳細、後進を益するところ多大なるものがある。

たゞ、京都經濟史の書名よりして、以上の外に吾人の深く教へを求めたいのは古き京都の新しき産業都市への蟬脱の過程であつた。京都は古くも西陣を有し單なる消費都市ではなかつた筈である。明治初年、西陣の持つてゐた産業上の地位は恐らく日本的であつた。そして京都府の殖産興業政策も此れを中心として行はれたことは本書に散見してゐるところでもある。單に政策的な面からでなく、生産そのもの、面から新しい京都の更生が教へられて欲しかつた。事實、此うした問題に答へて戴くには著書は恰好な人であるから。

とまれ、五百七十餘頁の大作、史料豊富にして考證精緻、在住十七年ひたすら京都への思慕の情を持ち續けた(序文より)著者にして確に此の著ありの感が深い。著者は目下、京都市史編纂の任にあり明治初期京都市經濟史の体系的な綜合的な勞作に従事されてゐると聞か、かゝる精緻な研究の上に立つた新しい勞作こそ吾人の期待して止まざるところである。(A5版・五七八頁・大雅堂刊・六圓貳拾七錢)(奈良本辰也)

## 上代の土地關係

清水三男著

最近に於ける上代史の研究は、特に家族と村落をめぐる諸問題に關して、東都の新進學徒たる石母田正・藤間生大氏らの努力により、著しい進歩を示してきたが、本書は主として中世村落の研

究に精進された著者が、この石母田氏の相づくまじめな研究に觸發されて、自己の懐かれる奈良時代土地關係に關する見解をまとめられるに至つたものである。さきの兩氏がが一中心問題に對する新見解を提示するに急であつて、稍もするとその反面に對する省察やより廣い立場への立脚を忘れ勝ちであつたことを考へ、この點に特に留意しつゝ、正しい土地制度の理解に協力しようとしてゐる。

先づ第一班田收授法の基底についてに於いて、この法は郷戸單位に行はれたものではあるが、これは租庸調負擔の責任單位であつて當時の農業經營の基本單位であつたのではないと新説を反駁され、郷戸の内部に發生した房戸が墾田を獨立經營せる諸例を擧げ、當時の國家經濟を支へたものは、奴婢や浪人をかゝりうる郷戸主のみでなく、むしろ奴婢を持ち得ず家族員一同が刻苦精勵した如き郷戸・房戸がその中心をなしたことを説かれた。舉例が一々適切であるなにも、上代の戸籍計帳に見ゆる「逃」を戸口の流浪ではなくして郷戸の分裂を示すものと解されるなど至妙と云ふべきものがある。第二莊園制と律令制の關係一に於いては、先づ莊園の本質が不輸不入といふ形式の成立にあるのではなく、莊園領主と莊民の間に成立した私的な結合關係にあることを力説し、次に莊民の律令的負擔關係はそのまゝ、莊園關係に持越されたものであると述べて從來の如き假空の公式を一蹴され、かくて莊園關係は公的關係から脱却せんとする私的關係ではあるが、我國に於いては決して國家權力から離反したのではなく、同權力の下